

放課後等デイサービス
(主に重症心身・重複障害児)



児童発達支援管理責任者
資格要件に関するマニュアル

株式会社Granny〔グラニー〕

【児童発達支援管理責任者の資格要件に関するフロー図】

※「サービス管理責任者等」：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 ※厚生労働省告示第109号（平成31年3月29日）に基づき作成



Granny

サービス管理責任者等としての
実務要件を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件
から2年引いた年数を満たす実務経験有り

- 【実務経験】・相談支援5年以上
- ・直接支援(有資格)5年以上
- ・直接支援(無資格)8年以上
- ・国家資格者による業務3年以上

- 【実務経験】・相談支援3年以上
- ・直接支援(有資格)3年以上
- ・直接支援(無資格)6年以上
- ・国家資格者による業務1年以上

①相談支援従事者初任者研修（講義部分）

②サービス管理責任者等基礎研修

②を受講後、③を修了するまでの3年間はサービス管理責任者等としての要件を満たすものとみなす。

②を受講後、2年以上の実務経験

③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。ただし、実務経験を満たして②修了した場合は、基礎研修修了後3年間は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能。

※平成31年4月1日～令和4年3月31日までに基礎研修を修了した者に限る

①相談支援従事者初任者研修（講義部分）



- (1) 実施主体
各都道府県
- (2) 研修日数
約2日間（各自治体による）
- (3) 受講申込方法
各自治体による
- (4) 注意事項
原則として、開設自治体に所在する事業所等に所属し、各事業所等において児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の業務に従事しようとする者

※なお、本受講者については、本研修では基礎課程のみを受講とする
(別途、サービス管理責任者研修等基礎研修の受講が必要となります)

② サービス管理責任者等基礎研修



- (1) 実施主体
各都道府県
- (2) 研修日数
約2日間（各自治体による）
- (3) 受講申込方法
各自治体による
- (4) 注意事項
 - (ア) 本研修は、サービス管理責任者等に必要な実務経験から2年引いた年数から受講が可能なため、研修の受講要件とサービス管理責任者等として従事するための実務要件は異なる。実務要件についての詳細は、別紙「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」の確認が必要。
 - (イ) 平成30年度までに相談支援従事者初任者研修等を修了されていない者は、令和1年度相談支援従事者初任者研修の修了が必須



(5) 受講対象者

次の(ア)及び(イ)の要件を満たしている者

(ア) 指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者等として従事しようとする者であって次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

(イ) 相談支援従事者初任者研修基礎課程【2日間】の修了者（修了見込を含む）もしくは平成17年度以前に障害者ケアマネジメント初任者研修を修了している場合は「相談支援従事者初任者研修基礎課程【1日】」の修了者

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

(平成31年4月1日改正)



児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験は、下記①から③のいずれかに該当する者とする。

- ① 1及び2の期間が通算して**5年以上**であって、**かつ**、もし当該期間において5-Ⅰの期間がある場合はその期間を除いた期間が**3年以上**である者
- ② 3の期間が通算して**8年以上**であって、**かつ**、もし当該期間において5-Ⅱの期間がある場合はその期間を除いた期間が**3年以上**である者
- ③ 1～3の期間を通算した期間から、5-Ⅰ、5-Ⅱの期間を除いた期間が**3年以上**であって、**かつ**、4の期間が通算して**5年以上**である者

1 相談支援業務

以下の**ア～キ**に掲げる者が、**相談支援の業務**（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア・地域生活支援事業の従事者
- ・障害児相談支援事業の従事者
- ・身体及び知的障害者相談支援事業の従事者



- イ・児童相談所の従業者
 - ・児童家庭支援センターの従業者
 - ・身体及び知的障害者更生相談所の従業者
 - ・精神障害者社会復帰施設の従業者
 - ・福祉事務所の従業者
 - ・発達障害者支援センターの従業者
- ウ・障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設の従業者
 - ・精神保健福祉センターの従業者
 - ・救護施設及び更生施設の従業者
 - ・介護老人保健施設の従業者
 - ・地域包括支援センターの従業者
- エ・障害者職業センターの従業者
 - ・障害者就業
 - ・生活支援センターの従業者
- オ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ・病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者
 - （１）社会福祉主事任用資格を有する者
 - （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者
 - （３）４別表の国家資格等を有する者
 - （４）上記のアからオに掲げる業務に１年以上従事した者
- キ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者



2 直接支援業務（有資格者A）

以下の**ア～カ**に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、**直接支援の業務**（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
 - ・療養病床の従業者

- イ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
 - ・老人居宅介護等事業の従事者



- ウ・病院、診療所、薬局の従業者
 - ・訪問看護事業所の従業者
- エ・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- オ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

3 直接援業務（資格なし）

上記2のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。

4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表 「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士



5 - I 以下の期間

・以下のア及びイを合算した期間

- ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務に従事した期間
- イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間

5 - II 以下の期間

- ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間



- (注1) 平成31年4月1日から、実務要件が改正され、3の直接支援業務の実務経験年数が10年から8年に短縮されました。
- (注2) 令和2年3月31日時点での実務経験年数とする。
※研修申込は見込を認めるが、実際に従事する際には見込は不可。
- (注3) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。
(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)
- (注4) 常勤、非常勤を問わず、(注3)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。
- (注5) 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要がある。
(例「障害者支援施設」→障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要)